

# 環境関連法規講習会(2011年2月17日開催) 「環境関連法規の規制と動向」 ～大気(VOC)、水質、PRTR・悪臭・騒音・振動関連規制法令のポイント～

環境関連法規の規制内容を正しく理解し、法令遵守に役立てていただくため、去る2月17日(木)にVOC近畿ネットと京都府から講師を派遣いただき、ご講演いただいたので、当日の講演内容を抄録します。

当日は、企業の環境管理担当者を中心に多数のご参加をいただき、ISO14001の認証取得、維持などに活用していただくことができました。

## 「水質汚濁防止法の改正について」

(講師:木下和二主査[京都府])

昨年5月10日に公布された改正法の主な内容とその施行日は以下のとおり(一部、当日時点では施行予定)。

- 排出水の排出状況の測定結果について、未記録、虚偽記録への罰則を創設
- 汚水を流出させる「事故時の措置」について対象範囲(対象となる汚水の種類[指定物質として59物質]及び事業者[排水規制対象外だが有害物質を取扱う者])を拡大(以上本年4月1日施行)
- 事業者による自主的な公害防止の取組の促進(昨年8月10日施行)

## 「大気汚染防止法及び府条例による揮発性有機化合物排出規制の概要、大気汚染防止法改正の概要」

(講師:太田喜和主査[京都府])

揮発性有機化合物(VOC)の排出規制については、大気汚染防止法では、塗装施設等のVOC排出施設を規制対象とし、排出基準を定めるとともに測定義務等を規定しており、平成22年4月から排出基準が全面適用された。

府条例では、グラビア印刷施設等の特定施設とばい煙に係る特定工場を規制している。

また、水質汚濁防止法の改正と合わせ、大気汚染防止法が改正され、その内容は以下のとおり。

- ばい煙排出基準超過に係る改善命令等の発動要件を改正(自治体が広く発動できるよう見直し)
- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対する罰則を規定
- ばい煙の排出に係る事業者の責務を規定(自主的な公害防止の取組の促進)

## 「中小企業におけるVOC排出抑制対策のメリット」

(講師:平野克己氏[VOC近畿ネット])

- VOC削減の取組では中小企業の事業者では、法規制より自主的取組が大半を占める。
- 工業塗装分野でのVOCの対策は自主的取組では実質的にほとんど実施できていない。
- この原因として、VOC対策をするとコストアップになるという先入観がある。
- 「VOC削減をして儲ける」をテーマに、工業塗装高度化協議会では現場指導において以下の観点で工程見直しを行っている。
  - ①無駄な塗料・シンナーはないか
  - ②再利用できるものはないか



③塗料・塗装方法は間違っていないか

- 対策検討においては塗装単価を算出・把握することで「見える化」するとよい。
- 実例によるコスト比較から各種方策のうちでコスト削減とVOC対策を両立するのは「洗浄方法の改善」「塗着効率の改善」「歩留向上」等である。

## 「PRTR改正内容、環境リスクコミュニケーション」

(講師:橘昌利副主査[京都府])

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するために定められた化学物質排出把握管理促進法(化管法)では、排出量等の把握のためPRTR制度が設けられており、一定要件の事業者に対し対象化学物質の環境への排出量等を自ら把握し、国に届出よう義務づけている。

先般、PRTR制度(政省令)が改正され、平成22年度分報告(6月30日提出期限)から適用される。主要な改正点は以下のとおり。

- 第一種指定化学物質:462物質←354物質
- 特定第一種指定化学物質:15物質←12物質
- 対象業種追加:医療業
- 届出事項の追加
- 新対象物質への大括りの分類名の付与

また、リスクコミュニケーションについては、推進いただきたいが、一方で住民が興味を示さなければ、対話が形成されないという問題もあり、情報提供の形態等に工夫し、住民が必要となるときに必要な情報を入手できる状況を確保する必要がある。

## 「騒音・悪臭について」

(講師:橘昌利副主査[京都府])

近年、特段の改正はないが、世情の変化に伴い、生活環境の質の向上を求める騒音・悪臭苦情事例が増加している。

- 風力発電・エコキュート等による低周波騒音
- 菓子工場の香りのような必ずしも不快ではない臭気が長期間継続的に放出される事例(民事訴訟で損害賠償事由と認定された。)

【お問い合わせ先】

京都府中小企業技術センター  
基盤技術課 化学・環境担当

TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497

E-mail: kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp